

公共事業の品質・入札契約に関する雑感

公共事業の品質確保や入札契約の適正化の重要性については多言を要しませんが、そこにはさまざまな問題もあります。読者の方々にとっては釈迦に説法になるかもしれませんが、この場を借りて雑感を述べたいと思います。

そもそも公共事業は、発注者の一定の目的なり要求のもとに実施されるものです。したがって、公共事業の品質や入札契約の適正化の問題は、発注者の目的や要求という視点を避けては通れないと思います。

まず、例えば、公園に公衆トイレを作る場合と超高層ビルを作る場合とでは求められる品質が全く違うことから明らかなように、目的物の品質にはレベルやグレードがあります。そして、それは、目的物の規模・用途、守るべき利益の重大性、予定耐用年数、コストなど発注者の目的や要求との関係で決まってくることに注意が必要です。

また、目的物の品質レベル・グレードは、基本的に設計段階で決まるため、設計者としては、発注者の目的・要求に応じて、また施工のバラつきなども考慮して品質のレベルやグレードを適切に設定し、設計解を出す能力が求められます。

施工段階では、設計図書に記載されている品質を確実に現実化する能力が求められますが、その役割は、元請と専門工事業者では全く異なります。専門工事業者は、いわばオーケストラでいうところの演奏者（プレイヤー）そのものですが、元請

は、指揮者とも言える存在だと思います。すなわち、専門工事業者では実際に手を動かす技能者の力量が問われ、元請は技能者の力が十分発揮できるよう適切な計画・段取りをする力量が問われます。したがって、施工上の品質は、元請と下請が一体となって確保すべきものですから、入札契約において、専門工事業者を評価する制度の有意義性は言うまでもないと思います。

また、品質を現実化する段階では、施工上のバラつきの問題を無視できません。バラつきは、まさしく各施工者の力量が問われる場面ですが、現状の建設工事においてバラつきを0（ゼロ）にすることはほぼ不可能です。もし、バラつきによって生じる不具合をできるだけ少なくしたいのであれば、設計段階において品質レベルを相当上げる必要がありますが、そうすると、通常、それなりのコストの上昇を招きます。つまり、国民の生命、身体、財産の安全を守るための品質レベルを上げればそれだけお金がかかることを国民全体も理解する必要があると思います。

さらに、広い意味での品質という点で、とくに土木の場合、発注者の目的・要求の中に、デザイン性を取り込むケースがあっても良いのではないのでしょうか。例えば、ダムや人工湖は、場所にもよりますが、デザイン次第で、立派な観光資源にもなるし、地域の活性化にもつながる可能性があります。また、山の中に突然現れる鉄橋一つとっ

弁護士・東洋大学 法学部 企業法学科 教授

おお もり ふみ ひこ
大 森 文 彦



でも、その形状のデザインだけでなく、単なる塗装の色の選択だけでも、秘境の人気スポットに変身する可能性もない訳ではないと思います。長期的、多角的に見た場合、デザインという観点は、国全体や地域にとって良質な財産の形成に役立つと思っています。

ところで、一般に、価格競争が採用されることが多いのは、入札参加者全員が発注者の要求する品質レベル・グレードを達成できるという前提があるからだと思います。しかし、発注者の目的・要求の内容によっては、必ずしも全ての設計者や施工者が発注者の目的・要求を実現できる能力があるとは限らないことも自明です。したがって、価格による自由競争だけでは、発注者の目的・要求を実現するための方法としては、必ずしも十分とは言えませんし、ケースによってはむしろ適さないこともあることは明らかでしょう。

この点、総合評価方式は、発注者の目的・要求を実現する方法として一歩前進した方法だと思えます。

さらに一歩進めて、例えば、「若手技術者の育成の場の提供」や「建設機械の保有推進」など今日的課題解消策を公共事業の目的や要求の一つに加える方法もあると思います。ただ、こうした場合、それなりの工夫が必要になります。例えば、若手技術者の育成を目的の一つに加えるなら、目的物に要求される品質のレベル・グレードは、一

般的な若手技術者の能力でも十分達成可能なレベルのものでなければならないという条件が付きますし、入札契約においても、若手技術者を一定割合以上抱えていることを参加の要件にしたり、若手技術者を多く抱える企業ほど配点を多くすることなどの工夫が必要になります。技術者の経験や実績の評価点を高くしてしまうと、若手技術者を使用しようとする企業は、ベテラン技術者を使用する企業に評価点で劣り、競争に負けるなどの事態も予想されるからです。

また、建設機械の保有促進を目的の一つに加える場合には、建設機械を多く利用する工事という条件が付きますし、建設機械の保有台数の多い企業に配点を多くするなどの工夫も考えられます。

これらは単なるアイデアの域を出ず、法改正まで必要か否かなどさまざまな検討はこれからですが、その点はともかくとして、発注者の目的・要求の中身を多角的かつ長期的な観点から個別に検討し、一つの公共事業ごとあるいは一つのグループ（群）ごとに目的・要求を設定する。それに見合う品質を設定したり、入札契約方法を採用するなどして、とりあえず試行する。そして結果をチェックのうえ、次の試行に生かす、というPDCの輪を回してみることも一考の余地があるのではないかと考えています。